平成２２年（フ）第４６７号
大分市大字家島字作ノ神1040番、商業登記簿上の本店所在地大分市大字家島字東前田989番地の１
破産者　有限会社三興クレーン
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７７号
福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野618番地
破産者　株式会社中島時計店
１　決定年月日　平成23年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１８６８号
東京都港区赤坂２丁目14番５号　プラザミカドビル７階
破産者　株式会社システムウィズ
１　決定年月日　平成23年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６８号
横浜市西区岡野１丁目16番16号
破産者　株式会社嵯峨野
１　決定年月日　平成23年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７６号
神奈川県横須賀市西浦賀町１丁目16番地
破産者　有限会社浜田建設工業
１　決定年月日　平成23年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１１４号
山梨県甲斐市龍地6604番地
破産者　株式会社千徳建設
１　決定年月日　平成23年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１６号
岐阜県郡上市八幡町有穂1550番地の２
破産者　神谷木工企業組合
１　決定年月日　平成23年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３６号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋９丁目142番地の２号
破産者　未來製菓株式会社
１　決定年月日　平成23年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３７号
岐阜市黒野43番地―１、開始決定時の住所岐阜県羽島郡岐南町野中３丁目25番地
破産者　加藤　正昭
１　決定年月日　平成23年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２４１号
岐阜市花沢町２丁目２番地３
破産者　株式会社中央テクノス
１　決定年月日　平成23年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２４２号
岐阜市粟野西３丁目９番地１　ヴァルトＩＡ101号室、申立時の住所岐阜市粟野東２丁目250番地１
破産者　堀　　誠二
１　決定年月日　平成23年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５９号
愛媛県松山市中央１丁目17番35号
破産者　株式会社エコジャパン
１　決定年月日　平成23年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２号
熊本県荒尾市大島104番地
破産者　合資会社高森商店
１　決定年月日　平成23年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第１４０号
沖縄県沖縄市山里２丁目３番７号　島ピアノアパート402号室
破産者　親川　　勝
１　決定年月日　平成23年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１２９号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目12番23号　ブラザーズファーム205
破産者　千葉　　恵（開始決定時の姓高橋）
１　決定年月日　平成23年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３２０号
埼玉県八潮市緑町３丁目３番地10
破産者　大原　幸枝
１　決定年月日　平成23年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
長野県東筑摩郡山形村6883―１、住民票上の住所長野県安曇野市穂高有明7572番地１
破産者　大月　　昇
１　決定年月日　平成23年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２２７号
札幌市西区発寒14条３丁目３番１―511号
破産者　高橋　充之
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７７３号
札幌市中央区南10条西20丁目３番28―103号
破産者　渡辺　繁已
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８８９号
札幌市西区西野11条９丁目18番９号
破産者　吉本　　清
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７８号
青森県弘前市大字徒町９番地１　コーポラス弘前703号室、開始決定時の住所青森県弘前市大字田園１丁目２番地16
破産者　木村鷹智世こと　木村　勝朗
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部